

菽神地区地域づくり協議会規約

(設置)

第1条 菽神地区の地域づくり全般及び地域活性化に必要な事業を行うため、菽神地区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 地域づくり協議会の事務所は「南魚沼市菽神地域コミュニティセンター」（以下「まほろば」という。）内に置く。地区センターには次の者を置く。

- (1) 事務長 1人
- (2) 補助員(管理人)を置く。

(事業)

第3条 協議会は、菽神地区に係る次の事業を行う。

- (1) 自治意識の向上と行政区間の人及び物の交流活性化を図る
- (2) 市民と行政の協働を行うため、軽微な道路修繕等の自主実施
- (3) 南魚沼市地区センター設置条例第3条各号に定める事務
- (4) 公民館分館事業を行なう。

(構成)

第4条 協議会の会員は、菽神地区に居住するものとする。委員は、会員の中から選出するものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 事務長 1人（センター事務長）
- (4) 事務補助 1人
- (5) 監事 2人
- (6) 団体代表 若干名

(役員選任)

第6条 役員は委員の互選をもってこれに充てる。

(役員任期)

第7条 (1) 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
(2) 事務長、事務補助(管理人)は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

- 第8条 (1) 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務長は、協議会の事務をする。
- (4) 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。
- (5) 事務補助員はセンターの管理、地区の軽微な事務業務等にあたる。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

- 第10条 (1) 総会は定例の通常総会及び臨時総会とする。
- (2) 通常総会は、毎年1回開催する。
- (3) 臨時総会は、必要の都度開催することができる。

(総会議決事項)

- 第11条 次に掲げる事項は、総会の議決または承認を経なければならない。
- (1) 事業計画の審議
- (2) 予算及び決算の審議
- (3) 規約の変更
- (4) 役員の変更
- (5) その他協議会の運営に必要な重要事項

(役員会)

第12条 役員会は、協議会の運営を円滑に推進するため必要に応じ開催する。

(会議招集)

第13条 会議は会長が招集する。

(会議定足数)

第14条 総会は、会員の2分の1以上、役員会は構成員の2分の1以上の出席により成立する。

(会議議決)

第15条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第17条 協議会に必要な経費は、関係機関及び団体の負担金、その他の収入をもってこれにあてる。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が協議会に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

平成22年4月1日改正

平成23年4月1日改正

平成26年4月1日改正

平成27年4月1日改正